

FUJITA

株式会社
フジタコーポレーション
会社概要

- ・本社所在地 苫小牧市
- ・事業所 札幌市・青森県八戸市
- ・主な事業 飲食業経営(主にモスバーガー・ミスタードーナツ・はなまるうどん等のフランチャイズ経営)
- ・令和6年度売上高 46億78百万円
- ・上場市場 東証スタンダード市場

「道の駅あいおい」の指定管理者が変更となりました

昨年度、道の駅あいおいを運営する(株)相生振興公社(代表取締役・伊藤泰広)と人材育成や業務の効率化等に関する業務提携協定を締結し、運営に関わっていた(株)フジタコーポレーション(代表取締役社長・遠藤大輔)(以降表記 フジタ)が、4月1日より「道の駅あいおい」の新たな指定管理者となりました。

フジタは、新商品として、「道の駅あいおい」の豆腐の「おから」を使用した「相生銘菓おかき」の販売を開始しています。

また、これまで多くの町内外のお客様に愛されてきたクマヤキや豆腐等の人気商品は、フジタへ引き継がれ、販売を継続してまいります。

道の駅あいおいは、今までもこれからも地域の魅力を発信し、観光客と地域をつなぐ重要な観光拠点としてあり続けます。

「道の駅あいおい」の指定管理者が変更となりました

多目的運動公園パークゴルフ場の開設時間が変更になっています。

令和8年4月1日から、利用状況に合わせた運営と経費削減を目的に、多目的運動公園パークゴルフ場の開館(開設)時間を、下記のとおり変更します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

	改正前	改正後
4～5月	午前8時～午後7時	午前8時～午後5時 ※注意
6～8月	午前7時～午後7時	
9月	午前7時～午後6時	
10月	午前8時～午後5時	

※改正後の注意

6月～8月のみ、シーズン券または当日券(回数券で当日利用含む)を事前購入した場合のみ午後5時～午後7時の利用ができます。
(管理棟は閉鎖されるため、トイレは利用できません。さくら公園のトイレを利用してください)

国民健康保険に加入している皆様へ

令和8年度 簡易脳ドック・心血管ドックの 本人負担額が決まりました

4月号折込でお知らせした簡易脳ドック・心血管ドックの本人負担額が決まりましたのでお知らせします。定員は先着各50名まで。申込期限は受診希望日のおよそ1ヶ月前までとなります。申込方法・詳細は4月号折込をご覧ください。

健診区分	本人負担額		健診料総額(町の助成額)
簡易脳ドック	北星記念病院	9,800円	19,800円(10,000円)
	北星記念病院	12,800円	19,800円(7,000円)
心血管ドック	フクハラ心臓血管循環器内科クリニック	9,000円	16,000円(7,000円)

問い合わせ先 国保係 9番窓口 ☎77-8379 ※お電話でのお申込みはできません。

太陽光発電システム設置費補助金

津別町では、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策に寄与するため、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に補助金を交付します。

※ 工事着手前の事前申請になりますので、設置予定の方は必ず事前にご相談ください。

補助対象者

- ①町内に住所を有する方で、町内において自ら居住する住宅等に新たに太陽光発電システムを設置する方、または自ら居住するための太陽光発電システム付きの住宅等(新築のものに限る)を購入する方。ただし、借地・借家等に居住している方が設置する場合は、当該土地・建物の所有者の承諾を得ていること
- ②町税を滞納していない方
- ③発電システムの利用状況等について、町が行う調査に協力できる方

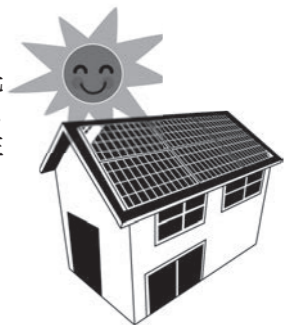
補助対象となる太陽光発電システム

- ①太陽光発電システムの条件(次の全てに適合するもの)
 - ・低圧配電線と逆潮流有りで連結し、電力会社と電灯契約及び余剰電力の売買契約を締結できること
 - ・発電出力が10kw未満の設備であること
 - ・日本工業規格等で認められていること
 - ・未使用であること(中古品は対象です)
- ②補助金対象範囲
 - ・太陽電池モジュール
 - ・架台
 - ・接続箱
 - ・インバーター
 - ・発生電力量計
 - ・直流側開閉器
 - ・保護装置
 - ・売買電力量計
 - ・配線、配線器具の購入
 - ・据付
 - ・設置工事に関する費用

補助金の額

設置(購入)した太陽光発電システムの最大出力の値(kw表示とし、小数点以下第2位未満は四捨五入)に1kw当り4万円を乗じて得た額。ただし、補助金限度額は12万円となります。

問い合わせ・申請先 再エネ推進係 17番窓口 ☎77-8387



年金 ミニ知識

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除となります。

免除を受けるためには届出が必要です。

【対象者】

国民年金第1号被保険者

【届出期間】

出産予定日の6か月前から届出可能です。出産後も届出が可能です。

【手続きに必要なもの】

届書(役場窓口へ備え付けています。)、母子健康手帳など。

【届出先】

役場戸籍年金係(8番窓口)

【免除期間の取り扱い】

産前産後期間の免除制度は、保険料が免除された期間も保険料を納付したものととして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。すでに国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、届出が可能です。

【問い合わせ先】 北見年金事務所 ☎0157-25-8703 役場戸籍年金係 8番窓口 ☎0152-77-8378